

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和6年3月29日（令和6年（行情）諮問第360号）、同年4月1日（同第376号、同第377号及び同第383号）及び同月5日（同第400号ないし同第407号）

答申日：令和7年9月12日（令和7年度（行情）答申第334号ないし同第345号）

事件名：「在日米軍駐留経費負担問題」につづられた文書の一部開示決定に関する件

「在日米軍駐留経費負担問題」につづられた文書のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の一部開示決定に関する件

「在日米軍駐留経費負担問題」につづられている文書の全てのうち特定の開示決定等で特定されなかった「残りの部分」の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で特定された文書をつづっている行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書14」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求

に対し、別紙の3に掲げる143文書（以下、順に「文書2」ないし「文書144」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したこと及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分を不開示とすることは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年4月7日付け情報公開第00131号（以下「原処分1」という。）、同第00132号（以下「原処分2」という。）及び同第00134号ないし同第00143号（以下、順に「原処分3」、「原処分4」及び「原処分7」ないし「原処分14」という。）並びに同月21日付け情報公開第00195号（以下「原処分5」という。）及び同第00133号（以下「原処分6」という。）により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

（2）不開示処分の対象部分の特定を求める。

開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書3」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

（3）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1（令和6年（行情）諮問第360号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和元年11月15日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書1の開示請求に対し、法11条に基づく開示期限の特例の適用を行った後、相当の決定として1件の文書を特定し、開示とする決定を行い（令和2年1月24日付け情報公開第02309号）、更に、最終の決定として143件の文書を特定し、96件を開示、46件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（原処分1）。これに対して審査請求人は、令和5年4月25日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

(2) 対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書144の143文書である。

(3) 不開示とした部分について

ア 文書3、文書17、文書24（番号3以外の不開示箇所）、文書59、文書79（2頁目ないし6頁目本文3行目まで）、文書96（9頁目及び10頁目）、文書123、文書135、文書142、文書144の不開示部分は、公にしないことを前提とした米国とのやり取り・協議及び米国から入手した情報に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

イ 文書2、文書5、文書6、文書8ないし文書11、文書15、文書16、文書22、文書24（4頁目ないし7頁目）、文書27、文書28、文書34、文書36、文書37、文書44、文書48、文書56、文書62、文書63、文書78、文書79（番号1以外の不開示箇所）、文書83、文書85、文書88、文書89、文書91、文書93、文書96（番号1以外の不開示箇所）、文書127、文書130の不開示部分は、公にしないことを前提としたわが国政府部内の協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした。

ウ 文書133ないし文書141（発受信時刻、パターン・コード、局課番号等）は、現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、電信の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び

6号に該当し、不開示とした。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、①特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める、②不開示処分の対象部分の特定を求める、③一部に対する不開示処分の取消し、等を主張する。①について、処分庁は、審査請求人が請求した内容に該当する行政文書を十分に探索して特定しており、文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張は当たらない。②について、処分庁は、不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。③について、処分庁は、上記(3)のとおり、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、法5条の各号に該当する部分を不開示としたものであり、審査請求人の主張には理由がない。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分1を維持することが妥当であると判断する。

2 原処分2（令和6年（行情）諮問第360号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和2年10月26日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書2の開示請求に対し、法11条に基づく開示期限の特例の適用を行った後、相当の決定として1件の文書を特定し、開示とする決定を行い（令和2年12月25日付け情報公開第01883号）、更に、最終の決定として143件の文書を特定し、96件を開示、46件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（原処分2）。これに対して審査請求人は、令和5年4月25日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書144の143文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1(3)と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分2を維持することが妥当であると判断する。

3 原処分3（令和6年（行情）諮問第376号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和3年1月4日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書3の開示請求に対し、法11条に基づく開示期限の特例の適用を

行った後、相当の決定として1件の文書を特定し、開示とする決定を行い（令和3年3月5日付け情報公開第02382号）、更に、最終の決定として142件の文書を特定し、95件を開示、46件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（原処分3）。これに対して審査請求人は、令和5年4月25日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

（2）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2、文書3及び文書5ないし文書144の142文書である。

（3）不開示とした部分について

上記1（3）と同旨。

（4）審査請求人の主張について

上記1（4）と同旨。

（5）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分3を維持することが妥当であると判断する。

4 原処分4（令和6年（行情）諮問第377号に係るもの）

（1）経緯

処分庁は、令和3年3月8日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書4の開示請求に対し、法11条に基づく開示期限の特例の適用を行った後、相当の決定として1件の文書を特定し、開示とする決定を行い（令和3年5月7日付け情報公開第00559号）、更に、最終の決定として141件の文書を特定し、94件を開示、46件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（原処分4）。これに対して審査請求人は、令和5年4月25日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

（2）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2、文書3、文書5ないし文書13、文書15ないし文書144の141文書である。

（3）不開示とした部分について

上記1（3）と同旨。

（4）審査請求人の主張について

上記1（4）と同旨。

（5）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分4を維持することが妥当であると判断する。

5 原処分5（令和6年（行情）諮問第383号に係るもの）

（1）経緯

処分庁は、令和２年２月１８日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書５の開示請求に対し、法１１条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として１件の文書を特定し、開示とする決定を行い（令和２年４月２０日付け情報公開第００１２８号）、更に、最終の決定として１４３件の文書を特定し、９６件を開示、４６件を部分開示、１件を不開示とする決定を行った（原処分５）。

これに対し、審査請求人は、令和５年４月２５日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める等の審査請求を行った。

（２）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の３に掲げる文書２ないし文書１４４の１４３文書である。

（３）不開示とした部分について

上記１（３）と同旨。

（４）審査請求人の主張について

上記１（４）と同旨。

（５）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分５を維持することが妥当であると判断する。

６ 原処分６（令和６年（行情）諮問第３８３号に係るもの）

（１）経緯

処分庁は、令和２年１０月２６日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書６の開示請求に対し、法１１条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の決定として１件の文書を特定し、開示とする決定を行い（令和２年１２月２５日付け情報公開第０１８８４号）、更に、最終の決定として１４３件の文書を特定し、９６件を開示、４６件を部分開示、１件を不開示とする決定を行った（原処分６）。

これに対し、審査請求人は、令和５年４月２５日付けで、一部に対する不開示決定の取消し等を求める等の審査請求を行った。

（２）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の３に掲げる文書２ないし文書１４４の１４３文書である。

（３）不開示とした部分について

上記１（３）と同旨。

（４）審査請求人の主張について

上記１（４）と同旨。

（５）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分６を維持することが妥当であると判断する。

7 原処分7（令和6年（行情）諮問第400号に係るもの）

（1）経緯

処分庁は、令和3年5月10日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書7の開示請求に対し、法11条に基づく開示期限の特例の適用を行った後、相当の決定として1件の文書を特定し、開示とする決定を行い（令和3年7月9日付け情報公開第01166号）、更に、最終の決定として140件の文書を特定し、93件を開示、46件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（原処分7）。これに対して審査請求人は、令和5年4月25日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

（2）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2、文書3、文書5ないし文書12及び文書15ないし文書144の140文書である。

（3）不開示とした部分について

上記1（3）と同旨。

（4）審査請求人の主張について

上記1（4）と同旨。

（5）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分7を維持することが妥当であると判断する。

8 原処分8（令和6年（行情）諮問第401号に係るもの）

（1）経緯

処分庁は、令和3年7月14日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書8の開示請求に対し、法11条に基づく開示期限の特例の適用を行った後、相当の決定として1件の文書を特定し、開示とする決定を行い（令和3年9月18日付け情報公開第01995号）、更に、最終の決定として139件の文書を特定し、92件を開示、46件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（原処分8）。これに対して審査請求人は、令和5年4月25日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

（2）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2、文書3、文書5ないし文書12、文書15ないし文書29及び文書31ないし文書144の139文書である。

（3）不開示とした部分について

上記1（3）と同旨。

（4）審査請求人の主張について

上記1（4）と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分8を維持することが妥当であると判断する。

9 原処分9（令和6年（行情）諮問第402号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和3年9月16日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書9の開示請求に対し、法11条に基づく開示期限の特例の適用を行った後、相当の決定として1件の文書を特定し、開示とする決定を行い（令和3年11月15日付け情報公開第02510号）、更に、最終の決定として138件の文書を特定し、91件を開示、46件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（原処分9）。これに対して審査請求人は、令和5年4月25日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2、文書3、文書5ないし文書12、文書15ないし文書29、文書31ないし文書37及び文書39ないし文書144の138文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1（3）と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1（4）と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分9を維持することが妥当であると判断する。

10 原処分10（令和6年（行情）諮問第403号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和3年11月22日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書10の開示請求に対し、法11条に基づく開示期限の特例の適用を行った後、相当の決定として1件の文書を特定し、開示とする決定を行い（令和4年1月21日付け情報公開第02845号）、更に、最終の決定として137件の文書を特定し、90件を開示、46件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（原処分10）。これに対して審査請求人は、令和5年4月25日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2、文書3、文書5ないし文書12、文書15ないし文書29、文書31ないし文書37、文書39ないし文書42及び文書44ないし文書144の137文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1 (3) と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1 (4) と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分10を維持することが妥当であると判断する。

1 1 原処分11 (令和6年 (行情) 諮問第404号に係るもの)

(1) 経緯

処分庁は、令和4年2月1日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書11の開示請求に対し、法11条に基づく開示期限の特例の適用を行った後、相当の決定として1件の文書を特定し、開示とする決定を行い (令和4年4月4日付け情報公開第00002号)、更に、最終の決定として136件の文書を特定し、89件を開示、46件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った (原処分11)。これに対して審査請求人は、令和5年4月25日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2、文書3、文書5ないし文書12、文書15ないし文書29、文書31ないし文書37、文書39ないし文書42、文書44及び文書46ないし文書144の136文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1 (3) と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1 (4) と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分11を維持することが妥当であると判断する。

1 2 原処分12 (令和6年 (行情) 諮問第405号に係るもの)

(1) 経緯

処分庁は、令和4年4月12日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書12の開示請求に対し、法11条に基づく開示期限の特例の適用を行った後、相当の決定として1件の文書を特定し、開示とする決定を行い (令和4年6月13日付け情報公開第00647号)、更に、最終の決定として135件の文書を特定し、88件を開示、46件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った (原処分12)。これに対して審査請求人は、令和5年4月25日付けで一部に対する不開示決定の取

消し等を求める審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2、文書3、文書5ないし文書12、文書15ないし文書29、文書31ないし文書37、文書39ないし文書42、文書44及び文書47ないし文書144の135文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1(3)と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分12を維持することが妥当であると判断する。

13 原処分13（令和6年（行情）諮問第406号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和4年6月20日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書13の開示請求に対し、法11条に基づく開示期限の特例の適用を行った後、相当の決定として1件の文書を特定し、開示とする決定を行い（令和4年8月19日付け情報公開第01304号）、更に、最終の決定として134件の文書を特定し、87件を開示、46件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（原処分13）。これに対して審査請求人は、令和5年4月25日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2、文書3、文書5ないし文書12、文書15ないし文書29、文書31ないし文書37、文書39ないし文書42、文書44及び文書48ないし文書144の134文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1(3)と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分13を維持することが妥当であると判断する。

14 原処分14（令和6年（行情）諮問第407号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和4年8月25日付けで受理した審査請求人からの本件

請求文書 14 の開示請求に対し、法 11 条に基づく開示期限の特例の適用を行った後、相当の決定として 1 件の文書を特定し、開示とする決定を行い（令和 4 年 10 月 24 日付け情報公開第 01800 号）、更に、最終の決定として 133 件の文書を特定し、86 件を開示、46 件を部分開示、1 件を不開示とする決定を行った（原処分 14）。これに対して審査請求人は、令和 5 年 4 月 25 日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

（2）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の 3 に掲げる文書 2、文書 3、文書 5 ないし文書 12、文書 15 ないし文書 29、文書 31 ないし文書 37、文書 39 ないし文書 42、文書 44、文書 48 及び文書 50 ないし文書 144 の 133 文書である。

（3）不開示とした部分について

上記 1（3）と同旨。

（4）審査請求人の主張について

上記 1（4）と同旨。

（5）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分 14 を維持することが妥であると判断する。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------------|--|
| ① 令和 6 年 3 月 29 日 | 諮問の受理（令和 6 年（行情）諮問第 360 号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年 4 月 1 日 | 諮問の受理（令和 6 年（行情）諮問第 376 号、同第 377 号及び同第 383 号） |
| ④ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑤ 同月 5 日 | 諮問の受理（令和 6 年（行情）諮問第 400 号ないし同第 407 号） |
| ⑥ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑦ 同月 11 日 | 審議（令和 6 年（行情）諮問第 360 号） |
| ⑧ 同月 24 日 | 審議（令和 6 年（行情）諮問第 376 号、同第 377 号、同第 383 号及び同第 400 号ないし同第 407 号） |
| ⑨ 令和 7 年 9 月 8 日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、併合、本件対象文書の見分及び審議（令和 6 年（行情）諮問第 360 号、同第 37 |

6号、同第377号、同第383号及び
同第400号ないし同第407号)

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の再特定及び不開示部分の開示等を求めている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、改めて検討した結果、本件対象文書の不開示部分のうち、別紙の4に掲げる部分については新たに開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1及び本件請求文書2に係る文書の特定について

本件請求文書1及び本件請求文書2に係る各開示請求書の「行政文書ファイル「在日米軍駐留経費負担問題」に綴られている文書の全て」との記載及び添付資料から行政文書ファイル「在日米軍駐留経費負担問題」につづられている文書の開示を求めているものと解し、別紙の2に掲げる文書（以下「文書1」又は「先行開示文書」という。）及び文書2ないし文書144を特定し、文書1につき各先行開示決定（令和2年1月14日付け情報公開第02309号及び同年12月25日付け情報公開第01883号）を行い、文書2ないし文書144につき原処分1及び原処分2を行った。

イ 本件請求文書3に係る文書の特定について

本件請求文書3の開示請求書には、「行政文書ファイル「在日米軍駐留経費負担問題」に綴られている文書の全てのうち令和2年1月14日付け情報公開第02309号で特定された以外のもの全て」と記載されていることから、行政文書ファイル「在日米軍駐留経費負担問題」につづられている文書のうち本件請求文書1に係る先行開示決定（令和2年1月14日付け情報公開第02309号）で開示された文書1を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、原処分1で特定された文書2ないし文書144を特定し、文書4につき先行開示決定（令和3年3月5日付け情報公開第02382号）

を行い、文書 2、文書 3 及び文書 5 ないし文書 1 4 4 につき原処分 3 を行った。

ウ 本件請求文書 4 に係る文書の特定について

本件請求文書 4 に係る開示請求書には、「行政文書ファイル「在日米軍駐留経費負担問題」に綴られている文書の全てのうち令和 2 年 1 月 1 4 日付け情報公開第 0 2 3 0 9 号、情報公開第 0 2 3 8 2 号（2 0 2 0－0 0 5 8 8）で特定されなかった「追加的に開示決定等を行う予定」の対象となっている文書の全て」と記載されていることから、行政文書ファイル「在日米軍駐留経費負担問題」につづらられている文書のうち、本件請求文書 1 に係る先行開示決定（令和 2 年 1 月 1 4 日付け情報公開第 0 2 3 0 9 号）で開示された文書 1、及び、本件請求文書 3（開示請求番号 2 0 2 0－0 0 5 8 8）に係る先行開示決定で開示された文書 4 を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、原処分 3 で特定された文書 2、文書 3 及び文書 5 ないし文書 1 4 4 を特定し、文書 1 4 につき先行開示決定（令和 3 年 5 月 7 日付け情報公開第 0 0 5 5 9 号）を行い、文書 2、文書 3、文書 5 ないし文書 1 3 及び文書 1 5 ないし文書 1 4 4 につき原処分 4 を行った。

エ 本件請求文書 5 及び本件請求文書 6 に係る文書の特定について

本件請求文書 5 及び本件請求文書 6 に係る開示請求書には、「令和 2 年 1 月 1 4 日付け情報公開第 0 2 3 1 2 号（2 0 1 9－0 0 6 5 6）で特定された文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた文書の全て。なお令和 2 年 1 月 1 4 日付け情報公開第 0 2 3 1 2 号で特定された文書が重複する場合はそれも含む」と記載されていることから、別件開示請求（開示請求番号 2 0 1 9－0 0 6 5 6）に係る先行開示決定（令和 2 年 1 月 1 4 日付け情報公開第 0 2 3 1 2 号）で開示された文書 6 6 がつづられた行政文書ファイルにつづらられている文書の開示を求めているものと解し、文書 1 ないし文書 1 4 4 を特定し、文書 1 につき各先行開示決定（令和 2 年 4 月 2 0 日付け情報公開第 0 0 1 2 8 号及び同年 1 2 月 2 5 日付け同第 0 1 8 8 4 号）を行い、文書 2 ないし文書 1 4 4 につき原処分 5 及び原処分 6 を行った。

オ 本件請求文書 7 に係る文書の特定について

本件請求文書 7 に係る開示請求書には、「情報公開第 0 0 5 5 9 号（2 0 2 0－0 1 0 2 6）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書 4（開示請求番号 2 0 2 0－0 1 0 2 6）に係る先行開示決定で開示された文書 1 4 を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、原処分 4 で特定された文書 2、文書 3、文書 5 ないし文書 1 3 及び

文書１５ないし文書１４４を特定し、文書１３につき先行開示決定（令和３年７月９日付け情報公開第０１１６６号）を行い、文書２、文書３、文書５ないし文書１２及び文書１５ないし文書１４４につき原処分７を行った。

カ 本件請求文書８に係る文書の特定について

本件請求文書８に係る開示請求書には、「情報公開第０１１６６号（２０２１－０００８２）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書７（開示請求番号２０２１－０００８２）に係る先行開示決定で開示された文書１３を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、原処分７で特定された文書２、文書３、文書５ないし文書１２及び文書１５ないし文書１４４を特定し、文書３０につき先行開示決定（令和３年９月１３日付け情報公開第０１９９５号）を行い、文書２、文書３、文書５ないし文書１２、文書１５ないし文書２９及び文書３１ないし文書１４４につき原処分８を行った。

キ 本件請求文書９に係る文書の特定について

本件請求文書９に係る開示請求書には、「情報公開第０１９９５号（２０２１－００３３８）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書８の開示請求（開示請求番号２０２１－００３３８）に係る先行開示決定で開示された文書３０を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、原処分８で特定された文書２、文書３、文書５ないし文書１２、文書１５ないし文書２９及び文書３１ないし文書１４４を特定し、文書３８につき先行開示決定（令和３年１１月１５日付け情報公開第０２５１０号）を行い、文書２、文書３、文書５ないし文書１２、文書１５ないし文書２９、文書３１ないし文書３７及び文書３９ないし文書１４４につき原処分９を行った。

ク 本件請求文書１０に係る文書の特定について

本件請求文書１０に係る開示請求書には、「情報公開第０２５１０号で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書９の開示請求に係る先行開示決定（令和３年１１月１５日付け情報公開第０２５１０号）で開示された文書３８を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、原処分９で特定された文書２、文書３、文書５ないし文書１２、文書１５ないし文書２９、文書３１ないし文書３７及び文書３９ないし文書１４４を特定し、文書４３につき先行開示決定（令和４年１月２１日付け情報公開第０２８４５号）を行い、文書２、文書３、文書５ないし文書１２、文書１５ないし文書２９、文書３１ないし文書

３７、文書３９ないし文書４２及び文書４４ないし文書１４４につき原処分１０を行った。

ケ 本件請求文書１１に係る文書の特定について

本件請求文書１１に係る開示請求書には、「情報公開第０２８４５号（２０２１－００６５１）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書１０の開示請求（開示請求番号２０２１－００６５１）に係る先行開示決定で開示された文書４３を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、原処分１０で特定された文書２、文書３、文書５ないし文書１２、文書１５ないし文書２９、文書３１ないし文書３７、文書３９ないし文書４２及び文書４４ないし文書１４４を特定し、文書４５につき先行開示決定（令和４年４月４日付け情報公開第００００２号）を行い、文書２、文書３、文書５ないし文書１２、文書１５ないし文書２９、文書３１ないし文書３７、文書３９ないし文書４２、文書４４及び文書４６ないし文書１４４につき原処分１１を行った。

コ 本件請求文書１２に係る文書の特定について

本件請求文書１２に係る開示請求書には、「情報公開第００００２号（２０２１－００８１８）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書１１の開示請求（開示請求番号２０２１－００８１８）に係る先行開示決定で開示された文書４５を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、原処分１１で特定された文書２、文書３、文書５ないし文書１２、文書１５ないし文書２９、文書３１ないし文書３７、文書３９ないし文書４２、文書４４及び文書４６ないし文書１４４を特定し、文書４６につき先行開示決定（令和４年６月１３日付け情報公開第００６４７号）を行い、文書２、文書３、文書５ないし文書１２、文書１５ないし文書２９、文書３１ないし文書３７、文書３９ないし文書４２、文書４４及び文書４７ないし文書１４４につき原処分１２を行った。

サ 本件請求文書１３に係る文書の特定について

本件請求文書１３に係る開示請求書には、「情報公開第００６４７号（２０２２－０００５３）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書１２の開示請求（開示請求番号２０２２－０００５３）に係る先行開示決定で開示された文書４６を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、原処分１２で特定された文書２、文書３、文書５ないし文書１２、文書１５ないし文書２９、文書３１ないし文書３７、文書

3 9 ないし文書 4 2、文書 4 4 及び文書 4 7 ないし文書 1 4 4 を特定し、文書 4 7 につき先行開示決定（令和 4 年 8 月 1 9 日付け情報公開第 0 1 3 0 4 号）を行い、文書 2、文書 3、文書 5 ないし文書 1 2、文書 1 5 ないし文書 2 9、文書 3 1 ないし文書 3 7、文書 3 9 ないし文書 4 2、文書 4 4 及び文書 4 8 ないし文書 1 4 4 につき原処分 1 3 を行った。

シ 本件請求文書 1 4 に係る文書の特定について

本件請求文書 1 4 に係る開示請求書には、「情報公開第 0 1 3 0 4 号（2 0 2 2－0 0 2 2 8）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書 1 3 の開示請求（開示請求番号 2 0 2 2－0 0 2 2 8）に係る先行開示決定で開示された文書 4 7 を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、原処分 1 3 で特定された文書 2、文書 3、文書 5 ないし文書 1 2、文書 1 5 ないし文書 2 9、文書 3 1 ないし文書 3 7、文書 3 9 ないし文書 4 2、文書 4 4 及び文書 4 8 ないし文書 1 4 4 を特定し、文書 4 9 につき先行開示決定（令和 4 年 1 0 月 2 4 日付け情報公開第 0 1 8 0 0 号）を行い、文書 2、文書 3、文書 5 ないし文書 1 2、文書 1 5 ないし文書 2 9、文書 3 1 ないし文書 3 7、文書 3 9 ないし文書 4 2、文書 4 4、文書 4 8 及び文書 5 0 ないし文書 1 4 4 につき原処分 1 4 を行った。

ス 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

（2）上記（1）アないしシの文書の特定方法に問題はなく、上記（1）スの探索状況を踏まえると、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）別表の番号 1 に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、在日米軍駐留経費負担に関する日米両国の率直なやり取りが記載されている。これを公にすることにより、日米間で今後も協議が行われる可能性がある問題に関する両国の率直な見解等

が明らかとなる結果、米国との信頼関係が損なわれるおそれ、並びに今後、米国との間で忌たんのない協議が行えなくなり、米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を阻害することにより国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、上記アの諮問庁の説明のとおりであることが認められ、当該部分を公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれ及び国の安全が害されるおそれがあるなどとする上記アの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえない。

したがって、当該部分は、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、他国から公にしないことを前提として提供された米軍駐留経費負担に係る情報が記載されている。これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、我が国の情報収集に支障を来し、国の安全が害されるおそれがあるため不開示とした。

イ 当該部分を公にすると、他国との信頼関係が損なわれ、我が国の情報収集に支障を来し、国の安全が害されるおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることは妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、在日米軍駐留経費負担に関する我が国の個別・具体的な検討内容が記載されている。当該経費負担については、今後も日米間で交渉が行われる可能性があるところ、当該経費負担の考え方についての検討の詳細が公になれば、我が国及び米国の考え方や対応振りが明らかとなり、米国との信頼関係が損なわれるおそれ及び我が国が今後の交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示と

した。

イ 当該部分を公にすると、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるなどとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

(4) 別表の番号4に掲げる部分について

当該部分が記載された文書は、外務本省と在外公館の間でやり取りした電信形式の文書であると認められる。

ア 標記の不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は発受信時刻、パターン・コード、局課番号等であり、これらを公にした場合、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

イ かかる諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、これらを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (令和6年(行情)諮問第360号に係るもの)

行政文書ファイル「在日米軍駐留経費負担問題」に綴られている文書の全て。【裏面をご参照下さい】

(2) 本件請求文書2 (令和6年(行情)諮問第360号に係るもの)

行政文書ファイル「在日米軍駐留経費負担問題」に綴られている文書の全て(対象文書は2019-00623と同じ)。*全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることを求めて改めて請求致します。

(3) 本件請求文書3 (令和6年(行情)諮問第376号に係るもの)

行政文書ファイル「在日米軍駐留経費負担問題」に綴られている文書の全てのうち令和2年1月14日付け情報公開第02309号で特定された以外のもの全て。

(4) 本件請求文書4 (令和6年(行情)諮問第377号に係るもの)

行政文書ファイル「在日米軍駐留経費負担問題」に綴られている文書の全てのうち令和2年1月14日付け情報公開第02309号、情報公開第02382号(2020-00588)で特定されなかった「追加的に開示決定等を行う予定」の対象となっている文書の全て。

(5) 本件請求文書5 (令和6年(行情)諮問第383号に係るもの)

令和2年1月14日付け情報公開第02312号(2019-00656)で特定された文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた文書の全て。なお令和2年1月14日付け情報公開第02312号で特定された文書が重複する場合はそれも含む。

(6) 本件請求文書6 (令和6年(行情)諮問第383号に係るもの)

令和2年1月14日付け情報公開第02312号(2019-00656)で特定された文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた文書の全て。なお令和2年1月14日付け情報公開第02312号で特定された文書が重複する場合はそれも含む。*全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることを求めて改めて請求致します。

(7) 本件請求文書7 (令和6年(行情)諮問第400号に係るもの)

情報公開第00559号(2020-01026)で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て。

(8) 本件請求文書8 (令和6年(行情)諮問第401号に係るもの)

情報公開第01166号(2021-00082)で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て。

- (9) 本件請求文書9 (令和6年(行情)諮問第402号に係るもの)
情報公開第01995号(2021-00338)で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て。
- (10) 本件請求文書10 (令和6年(行情)諮問第403号に係るもの)
情報公開第02510号で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て。
- (11) 本件請求文書11 (令和6年(行情)諮問第404号に係るもの)
情報公開第02845号(2021-00651)で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て。
- (12) 本件請求文書12 (令和6年(行情)諮問第405号に係るもの)
情報公開第00002号(2021-00818)で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て。
- (13) 本件請求文書13 (令和6年(行情)諮問第406号に係るもの)
情報公開第00647号(2022-00053)で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て。
- (14) 本件請求文書14 (令和6年(行情)諮問第407号に係るもの)
情報公開第01304号(2022-00228)で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て。

2 先行開示文書

文書1 労務費負担に関する主要国会質疑

3 本件対象文書

文書2 地位協定第24条と「代替の範囲」について(昭和50. 12. 2)

文書3 在日米軍従業員の労務問題について(昭和52年12月22日)、ほか

文書4 歯止めについての考え方(2月2日)

文書5 地位協定との関係における労務関係経費の考え方について(52. 9. 8)

文書6 在日米軍経費問題(労務費)(53. 5. 24)

文書7 「大平答弁」に関する「外務省見解」について(4月11日読売朝刊記事別添)

文書8 いわゆる大平答弁の考え方(昭和五三、五、一)

文書9 大平答弁に至る経緯及び野党の考え方(昭和53. 5. 16)

文書10 在日米軍経費分担問題(昭和53. 4. 24)

文書11 在日米軍経費問題の抜本的解決(特別取極)について(試論)(昭53. 5. 10)

- 文書 1 2 在日米軍経費問題（事実関係）（昭和 5 3 年 5 月）
- 文書 1 3 在日米軍駐留経費問題に関する本邦紙報道振り（第 1 5 0 9 号）
- 文書 1 4 定例：臨時記者会見記録（昭和 5 3 年 5 月 1 2 日）
- 文書 1 5 在日米軍経費問題（5 3 . 5 . 1 3）
- 文書 1 6 米軍経費分担問題（大臣ブリーフ用メモ）（昭 5 3 . 5 . 1 8）
- 文書 1 7 在沖米軍日本人労務者の解雇（5 3 . 5 . 1 8）
- 文書 1 8 在日米軍経費問題（第 1 7 8 9 号）、他
- 文書 1 9 在日米軍労務問題（F A X 信第 5 5 1 5 号）、他
- 文書 2 0 在日米軍経費問題（労務）（第 2 8 8 5 号）
- 文書 2 1 在日米軍労務費問題（第 2 8 9 8 号）
- 文書 2 2 労務費問題について（メモ）（七八、七、一四）
- 文書 2 3 米議会会計検査院報告書（昭 5 3 . 6 . 1 3）
- 文書 2 4 在日米軍労務問題（第 3 2 8 5 号）、他
- 文書 2 5 衆・内閣委員会上原康助（六月六日）
- 文書 2 6 鳩山前大臣、坂田安保調査会長へのブリーフ（在日米軍経費問題）（5 3 . 7 . 7）
- 文書 2 7 施設庁長官よりの電話連絡（経費問題根回し）（5 3 . 7 . 7）、他
- 文書 2 8 在日米軍労務費問題（昭和五三、七、二〇）
- 文書 2 9 衆議院予算委、財政制度等調査議員団のマクギファート国防次官補との会談（要旨）
- 文書 3 0 （対外応答要領）在沖米軍従業員の解雇問題（5 3 . 7 . 2 8）
- 文書 3 1 在日米軍経費問題（第 4 0 3 3 号）、他
- 文書 3 2 米軍経費（労務費）問題（5 3 . 7 . 2 9）
- 文書 3 3 在日米軍労務費問題（第 2 8 9 5 号）、他
- 文書 3 4 在日米軍経費問題（最近の検討状況）（昭 5 3 . 8）
- 文書 3 5 （対外応答要領）米軍労務費問題（5 3 . 8 . 2）
- 文書 3 6 施設庁長官の来訪（メモ）（アメリカ局長との会談）（5 3 . 8 . 4）
- 文書 3 7 来年度予算の施設プロジェクトと大平答弁との関係（経緯メモ）（5 3 . 8 . 7）
- 文書 3 8 在日米陸軍スポークスマン発表（7 月 3 1 日）
- 文書 3 9 在日米軍労務費問題（第 3 0 0 9 号）
- 文書 4 0 在日米軍経費問題（第 2 9 6 7 号）
- 文書 4 1 在日米軍経費問題（第 3 1 8 0 号）

- 文書 4 2 在日米軍労務費問題（第 4 0 9 5 号）
- 文書 4 3 労務費問題に関する国会議事録（昭 5 2. 8. 2）、他
- 文書 4 4 在日米軍労務費問題：米国内立法とわが国の対応振り（5 3. 8. 3）
- 文書 4 5 在日米軍労務費問題（第 4 1 3 3 号別 F A X 信）
- 文書 4 6 在日米軍労務問題（第 4 1 0 6 号）
- 文書 4 7 在日米軍労務費問題（第 4 1 1 0 号）
- 文書 4 8 在日米軍労務費問題（第 2 9 6 3 号）、他
- 文書 4 9 在日米軍労務費問題（第 4 2 4 2 号）
- 文書 5 0 在日米軍労務費問題（第 4 1 3 3 号）
- 文書 5 1 在日米軍労務費問題（第 4 1 3 4 号）
- 文書 5 2 在日米軍労務費問題（第 4 1 6 1 号）
- 文書 5 3 在日米軍経費問題（第 4 1 6 2 号）、他
- 文書 5 4 大臣ブリーフ（5 3. 8. 7）
- 文書 5 5 メモ（昭五三、八、七）
- 文書 5 6 在日米軍経費問題（高島防衛施設庁施設部長から米保長への電話連絡）（5 3. 8. 2 4）
- 文書 5 7 （対外応答要領）施設費負担問題（施設庁概算要求）（5 3. 8. 2 4）
- 文書 5 8 1 9 7 9 会計年度国防省支出法案に関する米下院歳出委員会報告書（5 3. 8）
- 文書 5 9 在日米軍労務費問題（第 4 2 4 3 号）
- 文書 6 0 （対外応答要領）米国防支出法案（労務条項）（5 3. 8. 1 1）
- 文書 6 1 在日米軍労務費問題（第 4 2 5 9 号）、他
- 文書 6 2 在日米軍労務費問題について（5 3. 9. 2 0）
- 文書 6 3 特別立法等について（5 3. 9. 2 0）
- 文書 6 4 在日米軍労務費問題（第 4 6 6 4 号）、他
- 文書 6 5 在日米軍経費問題（昭 5 3. 9. 2 5）
- 文書 6 6 米軍関係施設費に関する応答要領
- 文書 6 7 在日米軍労務費問題（第 5 3 4 4 号）
- 文書 6 8 在日米軍労務費問題（第 5 3 8 3 号）
- 文書 6 9 （想定）労務付帯条項に関する米議会の審議状況
- 文書 7 0 在日米軍労務費問題（第 5 7 4 4 号）、他
- 文書 7 1 衆議院予算委、財政制度等調査議員団（マクギファート国防次官補）（第 3 9 4 7 号）
- 文書 7 2 応答要領（岩国隊舎改築）、他
- 文書 7 3 在日米軍従業員労務費負担問題についての考え方（案）（昭

五三、一一、一)

- 文書 7 4 在日米軍経費問題 (5 3. 1 1. 6)
- 文書 7 5 在日米軍労務費問題 (第 4 1 6 4 号)
- 文書 7 6 労務費負担についての外務大臣用対外応答要領 (昭和五三、
一一、八)
- 文書 7 7 (応答要領) 負担経費の内訳
- 文書 7 8 在日米軍従業員労務費 (賃金) 問題について (昭五三、一一、
二)
- 文書 7 9 在日米軍経費問題 (金丸－ブラウン会談) (第 4 2 6 9 号)
- 文書 8 0 在日米軍経費問題 (対米議会説明) (第 4 3 4 1 号)
- 文書 8 1 発言要旨 (案) －在日米軍の駐留経費の負担等について－
- 文書 8 2 第 8 7 通常国会外務大臣用国会答弁参考資料
- 文書 8 3 在日米軍労務費 (6 1 年度)
- 文書 8 4 労務経費の追加負担について (昭和 6 1. 8)
- 文書 8 5 米側・日本側代表のオラル・ステートメント
- 文書 8 6 (想定) 防衛施設庁長官の国会答弁について
- 文書 8 7 在日米軍のための追加家族住宅の必要性の説明
- 文書 8 8 施設追加提供のいわゆる歯止めについて (5 3. 9. 1 9)
- 文書 8 9 格差給、語学手当及び退職手当の一部を日本側負担とするた
めの考え方 (案)
- 文書 9 0 応答要領 (「経費」と「賃金」)
- 文書 9 1 トーキング・ペーパー (在日米軍労務費問題)
- 文書 9 2 今回の措置について
- 文書 9 3 施設追加提供のいわゆる歯止めについて (昭和五四、二、一
六)
- 文書 9 4 F Y 8 0 国防支出法案 (日本関連部分) (第 7 8 3 0 号)
- 文書 9 5 在日米軍関係経費 (第 7 6 3 号)
- 文書 9 6 駐留米軍労務者の賃金上昇率制限 (第 3 6 6 9 号)
- 文書 9 7 駐留米軍労務者の賃金上しょう率制限 (第 5 1 0 6 号)
- 文書 9 8 F Y 8 0 国防支出法案 (第 5 1 0 5 号)
- 文書 9 9 山下長官の訪米 (在日米軍経費) (第 5 3 9 8 号)
- 文書 1 0 0 F Y 8 0 国防支出法案 (第 4 4 5 7 号)
- 文書 1 0 1 F Y 8 0 国防支出法案 (第 6 4 0 2 号)、他
- 文書 1 0 2 米議会スタッフの訪日 (在日米軍経費問題) (第 8 3 4 8 号)
- 文書 1 0 3 来年度防衛関係費予算及び在日米軍経費問題 (5 5. 1. 2
1)
- 文書 1 0 4 在日米軍労務費分担問題 (対外応答要領) (F A X 信第 2 3
1 3 号)

文書１０５ 在日米軍関係経費（一覧表）（ＦＡＸ信第２３８１号）
 文書１０６ イケダ防衛庁防衛課長の国務省訪問（第１９９６号）
 文書１０７ わが国の防衛努力についての照会（第１３７号）、他
 文書１０８ 米国国防予算（在日米軍経費に関する議会の動き・内話）
 （第２７３６号）、他
 文書１０９ 米国防政策（米下院外交委アジア・太平洋小委報告書）（Ｆ
 ＡＸ信第４５３５号）
 文書１１０ 在日米軍経費問題（米行政府の動向）（第２５９６号）、他
 文書１１１ 在日米軍経費問題（米下院歳出委報告）（第２６４４号）
 文書１１２ 在日米軍経費問題（ピンクニー部長証言の公表）（第２６６
 １号）
 文書１１３ 在日米軍経費問題（米下院歳出委報告）（第４３８７号）
 文書１１４ 米国国防予算（在日米軍経費に関する議会の動き）（第４５
 ０２号）
 文書１１５ ＦＹ８１国防支出権限法案（日本関係）（第４８３５号）、
 他
 文書１１６ 日本の防衛（プライス下院軍事委員長内話）（第５０４６
 号）、他
 文書１１７ 国防支出権限法案・両院協議会案（８／１）
 文書１１８ 往電第５７０５号別ＦＡＸ信、他
 文書１１９ 来年度防衛予算（第５８５３号）
 文書１２０ ＦＹ８１軍事建設支出権限法案（日本関係）（第３７７２
 号）、他
 文書１２１ 西独のＮＡＴＯ防衛公約及び駐留米軍経費負担問題（第９６
 ０号）
 文書１２２ 「大村・ワインバーガー会談」の議題（案）（５６．６．２
 ３）（※２頁目欠落）
 文書１２３ 安保事務レベル協議（経費問題、ガイドライン）（第２３０
 号）、他
 文書１２４ 鹿取外務審議官記者懇談（５６．６．１５）
 文書１２５ 米国の対西独駐留米軍経費負担要求問題（報道）（第４４６
 ８号）、他
 文書１２６ 米国の対西独駐留米軍経費負担要求問題（内話）（第７２５
 １号）、他
 文書１２７ 在日米軍経費（米側負担分）（５６．１０．１２）
 文書１２８ 駐留軍関係経費（いわゆる在日米軍経費日本側負担分）（５
 ７．２．１２）
 文書１２９ 労務費の負担・日本側の経費分担限度（主要議事録）（５９．

12. 4)

- 文書130 在日米軍従業員年次休暇問題（昭和60年2月）
文書131 在日米軍従業員年次休暇問題（擬問擬答）（昭和60年2月）
文書132 労務費負担（応答要領）
文書133 クラナリ大臣の外交問題評議会における講演（第1217号）
文書134 事務連絡（第993号）
文書135 在日米軍駐留経費（FY87年度）（訓令）（第7359号）、他
文書136 在日米軍駐留経費（第8165号）
文書137 米軍駐留経費（防衛情報）（第3476号）
文書138 米軍駐留経費に関する調査（第35号）、他
文書139 わが国の防衛分担に関する下院軍事委公聴会（第906号）
文書140 在日米軍関係費の日本側負担内訳（昭和63年度）（第799号）
文書141 在日米軍駐留経費（訓令）（第2103号）、他
文書142 日米安保事務レベル協議（第381号）
文書143 安保事務レベル協議（SSC）対処方針（案）（昭和五十六年五月）
文書144 Memorandum of Understanding on Handling Annual Leave During Intervening Period Pending Revision of MLC/IHA

4 諮問庁が新たに開示する部分

文書144の件名

別表（原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書3、文書17、文書24（番号3以外の不開示部分）、文書59、文書79（2頁目ないし6頁目本文3行目）、文書96（9頁目及び10頁目）、文書123、文書135（番号2以外の不開示部分）、文書142、文書144	公にしないことを前提とした米国とのやりとり・協議及び米国から入手した情報に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示とした。	法5条3号
2	文書135（4頁目及び5頁目）	公にしないことを前提とした米国とのやりとり・協議及び米国から入手した情報に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示とした。	法5条3号
3	文書2、文書5、文書6、文書8ないし文書11、文書15、文書16、文書22、文書24（4頁目ないし7頁目）、文書27、文書28、文書34、文書36、文書37、文書44、文書48、文書56、文書62、文書63、文書78、文書79（番号1以外の不開示部分）、文書83、文書85、文書88、文書89、文書91、文書93、文書96（番号1以外の不開示部分）、文書127、文書130	公にしないことを前提としたわが国政府部内の協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると同時に、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	法5条3号、5号

4	文書 1 3 3 ないし文書 1 4 1（発受信時刻、パターン・コード、局課番号等）	現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、電信の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号、6 号
---	--	---	---------------

※当審査会にて整理した。